

# 福島県と公益社団法人こども環境学会との包括的な連携に関する協定書

福島県（以下「県」という。）と公益社団法人こども環境学会（以下「学会」という。）は、相互に連携を図り、福島県の子ども達の健やかな成長に資するため、次とおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 本協定は、県と学会が相互に連携を図り、福島県の子ども・子育てを巡る課題を的確に把握し、子どものより良い成育環境と子どもを生み育てやすい環境の形成及び人材の育成に寄与することを目的とする。

## （連携事項）

第2条 県と学会は、前条の目的を達成するため、以下の事項について連携する。

- (1) 知的資源、物的資源の活用に関すること。
- (2) 人材の育成に関すること。
- (3) 共同で実施する事業の企画、調整及び推進に関すること。
- (4) 情報発信の促進に関すること。
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

2 前項各号に掲げる事項を効果的に推進するため、県と学会は、情報共有の促進や意思決定の迅速化を始めとした必要な措置を講ずるものとする。

## （守秘義務）

第3条 県と学会は、本協定に基づく活動において、相手方より知り得た事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務があることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

## （期間）

第4条 本協定は、協定締結の日から発効し、有効期間は1年とする。ただし、本協定の有効期間満了の日から1月前までに県又は学会のいずれかから改廃の申し出のない場合は、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

## （疑義の決定）

第5条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた事項については、県と学会が協議の上、決定する。

平成25年2月14日

福島県福島市杉妻町2番16号  
福 島 県  
福島県知事

東京都港区麻布台3-2-12  
公益社団法人こども環境学会  
代表理事

佐藤輝平

仙田 三洋